

## 彩の国既存建築物地震対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は彩の国既存建築物地震対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物(以下「既存建築物等」という。)の耐震性の向上等の地震前の対策、及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報の交換、調査研究及び耐震相談窓口等の事業を行い、本県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 既存建築物の耐震性の向上に関すること

- ・各種情報の入手、情報交換、事例研究及び連絡調整
- ・関係資料の作成及び配布
- ・耐震相談窓口の運営

(2) 応急危険度判定実施体制に関すること

- ・応急危険度判定活動の支援
- ・応急危険度判定実施に係るネットワークの構築
- ・応急危険度判定士の訓練等
- ・応急判定資器材の備蓄
- ・全国被災建築物応急危険度判定協議会及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会との連携

(3) 既存建築物の耐震性の向上及び応急危険度判定に係る広報、啓発に関すること

(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 この協議会は、協議会の主旨に賛同する県、市町村の建築行政担当課及び建築関連団体等をもって構成する。

(役員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 幹事 16名以内
- (4) 会計監事 2名

2 前項で定める役員のほか、会長が必要と認めるときは、幹事会の同意及び総会の承認を得て顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 役員は、原則として、総会において会員の代表者の中又は代表者から委任を受けたものの中から選任する。

2 会計監事は、その他の役員と兼任することはできない。

(役員の任期)

第7条 第5条に掲げる役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 前項の役員が任期満了前に役員の所属する組織の職務を離れたときは、当該組織の後任者が残任期間について、その役員を務めるものとする。

3 各役員は、任期が満了した場合においても、後任者の就任までは、その職務を遂行

するものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、この協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、会長があらかじめ幹事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代理する。

3 会計監事を除く役員は、幹事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 会計監事は、協議会の会計を監査する。

(会議の運営及び招集)

第9条 会議は、総会、幹事会、部会及び地域分科会とする。

2 総会は、毎年度1回、会長がこれを招集する。

3 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

4 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

5 総会及び幹事会は、会員又は会計監事を除く役員の過半数の出席をもって成立し、その議長は会長が行う。

6 専門的な分野の情報交換、研究のため、必要に応じて部会を置くことができる。

7 地域の特性、実情を勘案し、地域分科会を置くことができる。

8 部会及び地域分科会の運営の方針については、別途定める。

(会議の議決事項等)

第10条 総会は、協議会の予算、決算、協議会規約の改廃、新規加入会員の承認、その他重要な事項について議決する。

2 幹事会は、協議会の運営に関する基本事項及び会議の運営に関する企画調整について協議を行う。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、社団法人埼玉建築士会に置く。

(会費等)

第12条 協議会の年会費等については、別途定める。

2 講習会、研修会等の事業に係る費用については、その都度徴収する。

(会計年度)

第13条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計監事は、毎年度の会計を監査し、翌年度の総会に報告する。

附 則

1 この規約は、平成10年1月13日から施行する。

2 この協議会の設立当初の役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

3 この規約は、平成12年5月25日から施行する。

4 この規約は、平成13年4月24日から施行する。

5 この規約は、平成15年5月15日から施行する。

6 この協議会の平成15年度の役員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成16年度の総会までとする。

7 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

8 この規約は、平成17年6月2日から施行する。

9 この規約は、平成20年5月29日から施行する。